

令和4年度 講習会受講料等について

令和4年2月21日改訂

区分	講習名		受講料		
			会員	会員外	会員外 (県外)
特別教育	伐木等(チェーンソー作業)の業務		21,000	23,000	
	機械集材装置運転業務		44,100	47,100	49,100
	車両系木材伐出機械	伐木等機械の運転業務	77,400	80,400	82,400
		走行集材機械の運転業務	61,700	64,700	66,700
		簡易架線集材の運転業務	77,000	80,000	82,000
安全衛生教育	刈払機取扱作業者に対する		11,000	13,000	
	はい作業従事者		11,000	13,000	
	造林作業指揮者等		11,000	13,000	
	チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者再教育(通常)		9,000	11,000	
	チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者再教育(補助助成)		6,000	6,000	
技能講習	木材加工用機械主任者技能講習		※20,000	20,000	
	はい作業主任者技能講習		※14,000	14,000	
修了証再発行	(技能講習以外)申請書類送付及び発送等含む		1,500	2,000	

※ 1会員が技能講習を受講した場合「支部強化推進対策事業」で、後日2,000円の助成をする。

2.県外の「機械集材装置運転業務」及び「車両系木材伐出機械」受講者は、会員受講料+5000円とする。